定款

2022年10月15日

紫 内田洋污

株式会社 内 田 洋 行 定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社内田洋行と称し、英文では UCHIDA YOKO CO., LTD. と記す。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 各種事務用、教育用、印刷用および医療用機械器具の製造販売ならびに輸出入
- 2. 各種家具類、建築材料類の製造販売ならびに輸出入
- 3. 各種情報処理機械器具の製造販売ならびに輸出入
- 4. 各種情報処理技術の開発ならびに提供
- 5. 計量器、医薬品、毒物、劇物の販売ならびに輸出入
- 6. 建築工事全般に関する調査、企画、設計、監理、施工ならびに請負
- 7. 電気通信工事業
- 8. 電気工事業
- 9. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
- 10. 貨物運送取扱業
- 11. 前各号に附帯する事業

第3条 (本 店)

当会社は、本店を東京都中央区におく。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数および単元株式数)

当会社の発行可能株式総数は、3.600万株とする。

当会社の単元株式数は、100株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元未満株式の権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人をおく。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを 公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備えておき、株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第10条 (株式取扱規則)

当会社の株主権行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いは、法令 または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条 (当会社株式の大量取得行為に関する対応策)

当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議による ほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に より決定する。 当会社は、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、前項に基づき 新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容 として、次の事項を定めることができる。

- (1) 当該対応策に定める一定の者(以下「非適格者」という。)が新株予約権を行使することができないこと。
- (2) 当会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当会社の株式を交付することができること。
- (3) 当会社が非適格者から新株予約権を取得し、これと引き換えに当会社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること。

前項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当会社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

第3章 株主総会

第12条 (基準日)

当会社は、毎年7月20日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する 株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主 とする。

第13条 (開催時期)

定時株主総会は、毎事業年度終了の日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のあるとき随時招集する。

株主総会は、取締役会の決議にもとづき、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

第14条 (開催地)

株主総会は本店所在地若しくは隣接する地、または大阪市中央区、札幌市、福岡市 において開催する。

第15条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部 について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 (決議方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

前項の規定に関わらず、会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議 決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議長)

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

第18条 (議決権の代理行使)

株主またはその法定代理人は、議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条 (延会、継続会および会場の変更)

総会の議長は総会の決議により、会議を延期または続行、もしくは会場を変更する ことができる。

第4章 取締役および取締役会

第20条 (員数)

当会社の取締役は15名以内とする。

第21条 (選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第22条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前に発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第24条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示 をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第26条 (取締役会に関する事項)

取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第27条 (代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。取締役会は、その決議によって、 会長・社長および副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

第28条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第29条 (相談役および顧問)

取締役会の決議によって、相談役および顧問若干名をおくことができる。

第30条 (取締役との責任限定契約)

当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)の会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を取締役との間で締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

第31条 (員数)

当会社の監査役は5名以内とする。

第32条 (選 任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第33条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前に発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条 (常勤の監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第37条 (監査役会に関する事項)

監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第38条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第39条 (監査役との責任限定契約)

当会社は、監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を監査役との間で締結することができる。

第6章 計算

第40条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年7月21日より翌年7月20日までの年1期とする。

第41条 (剰余金の配当)

当会社は、株主総会の決議によって毎年7月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の期末配当を支払う。

第42条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

未払いの配当財産には利息を付けない。

附則

第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供)は、なお効力を有する。

2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後をもってこれを削除する。